

**第4編 県民生活の
安定編**

第4編 県民生活の安定編

武力攻撃事態等において、住民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、同時に県民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第1章 物価安定のための措置

県は、緊急時における国民生活との関連性が高い物資や国民経済上重要な物資の価格の高騰、又は事業者等の買占め及び売惜しみに対して、「国民生活安定緊急措置法」、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」、「物価統制令」及び「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、法令で定める事業者等への立入検査及び指示、命令等を実施する。

1 国民生活安定緊急措置法に基づく措置

- (1) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表
- (2) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表
- (3) 上記(1)及び(2)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問

2 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく措置

- (1) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査
- (2) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示
- (3) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡

しの命令

- (4) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知
- (5) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問

3 物価統制令に基づく措置

- (1) 統制額を超える契約等に対する例外許可
- (2) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可
- (3) 物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令、業務の状況若しくは帳簿書類等の検査

4 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく措置

- (1) 上記法律に基づく対応がなされる場合を除き、適正な価格による販売の勧告及び適正な価格での売渡し勧告
- (2) 必要に応じて生活必需物資の価格動向調査の実施及び公表

5 情報提供及び相談窓口・情報収集窓口の設置

県は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じて、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。

第2章 避難住民等の生活安定措置

1 被災児童生徒等に対する教育

県及び県・市町村教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施するものとする。

2 就労状況の把握と雇用の確保

県及び市町村は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生

労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。

第3章 生活基盤等の確保のための措置

第1節 事業者等が実施する措置

1 ライフライン事業者が行う措置

ライフライン事業者である地方公共団体及び指定公共機関、指定地方公共機関は、その所管するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しながら、拠点の分散や代替施設の整備等により代替性の確保に努めるものとする。

(1) 電気・ガス事業者が実施する措置

電気・ガス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、電気・ガスを適切に供給するため、それぞれの国民保護業務計画に基づき、以下に例示する電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を実施するものとされている。

- ① 電気・ガスの供給支障の予防に必要な措置
- ② 県、市町村等関係機関との連携体制の確立

(2) 水道事業者等が実施する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体は、その国民保護計画に基づき、以下例示する水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を実施するものとされている。

- ① 消毒、その他衛生上の措置
- ② 被害状況に応じた送水停止

(3) 下水道管理者が実施する措置

下水道管理者である地方公共団体は、その国民保護計画に基づき、以下例示する下水処理を安定的に行うために必要な措置を実施するものとする。

- ① 下水処理の支障の予防に必要な措置
- ② 県、市町村等関係機関との連携体制の確立

2 運送事業者が実施する措置

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、以下例示する旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を実施するものとされている。

- (1) 施設の状況確認
- (2) 旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持

3 電気通信事業者が実施する措置

電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、以下例示する通信を確保するために必要な措置を実施するものとされている。

なお、国民保護措置の実施に必要な通信の確保を優先的に行うものとされている。

- (1) 臨時回線の設定
- (2) 災害対策用設備の運用

4 医療事業者等が実施する措置

医療事業者等である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

第2節 公的施設の適切な管理

河川管理施設、道路、飛行場の管理者である地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、当該施設がその機能を十分に発揮されるよう、それぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努めるものとされている。

第4章 応急復旧措置の実施

県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、それぞれ国民保護計画又

は国民保護業務計画の定めるところにより、協力して応急の復旧のための措置を講じることとされている。

第1節 県及び市町村

県は、以下により管理する施設等の応急復旧対策を実施する。

市町村は、以下の内容に準じて、市町村国民保護計画に応急復旧対策を定めるものとする。

1 被害状況の把握

県は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

特に、水道施設やダムなど所管する生活関連等施設の被害状況について、重点的に把握する。

2 応急復旧計画の策定

県は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定し、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、2次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努めるものとする。

3 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡するものとする。

4 国に対する支援要請

県は、応急復旧の措置を講ずるにあたり、必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。

5 業務の継続

県は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じる時には、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努めるものとする。

第2節 指定地方公共機関

ライフライン事業者等の指定地方公共機関は、国民保護業務計画の定めるところにより、以下の点について重点的な対策を講じて速やかな応急復旧対策を実施するよう努めることとする。

1 24時間体制の確保

被害状況の把握や応急復旧等を迅速、的確に推進するため、夜間や休日等を含めた体制の強化に努めることとする。

2 県対策本部との連携強化

県対策本部及び市町村対策本部との連絡窓口を設けるなどして、連携及び情報交換に努めるものとする。

また、県警察、消防機関との連携及び情報交換に努めるものとする。

3 被害の復旧対策

各施設・設備ごとにすみやかに被害状況を掌握し、早期の復旧に努めるものとする。

4 広報活動について

新聞、テレビ、パンフレット等により、ガスや電気等の安全に関する知識を周知し、武力攻撃災害時における事故の発生防止に努めることとする。